

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の解除に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについて

新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として東京都が指定されていましたが、今般、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、これまで延期・留保していた下記事務について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を実施の上、事務を再開することとさせていただきます。

ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言解除後においても、地域境を越える移動については一定の制限がありますので、別途、その対応策を講じた上、下記業務を行います。

- 1 表示に関する登記の申請における実地調査
- 2 筆界特定手続における現況等把握調査、特定調査及び意見聴取等の期日の開催
- 3 登記所備付地図作成作業における現地測量作業及び所有者等の立会いによる一筆地調査（筆界等の調査）
- 4 表題部所有者不明土地の解消作業における実地調査

東京法務局